

予防安全性能評価の見直しについて

1. 経緯

2014年度から導入した予防安全性能評価は、評価対象装置の追加に伴い、随時その評価方法の見直しを行ってきたところ。これまでは評価対象となる先進安全技術が普及期であるとの観点から、2段階の評価を行い、優劣を明確に示さないような配慮を行ってきた。これにより、自動車アセスメントで評価を行った先進安全技術が評価導入年前後で急速に普及が促進される等、一定の役割を果たしてきた。

今般、2018年度に夜間における対歩行者被害軽減ブレーキ評価（街灯あり条件 40点）、2019年度に同評価（街灯なし条件 15点）等が追加され、合計点が大幅に増えることを踏まえ、2018年度及び2019年度の予防安全性能評価の総合評価を見直す必要がある。

前回の検討会において、2018年度及び2019年度の予防安全性能評価を、「ASV+」、「ASV++」に加え「ASV+++」を新設し、3段階とすることを決定した。

2. ご審議いただきたい事項

- ・ 3段階とした予防安全性能評価の具体的な各段階の得点区分（しきい値）をどのように設定するか。

（案）

○新設した「ASV+++」の得点区分を86点超とする。

○「ASV++」「ASV+」は、2017年度の得点区分（46点超・12点超）を継続する。

※ただし、「ASV++」の獲得にあっては、対歩行者被害軽減ブレーキ（昼間）試験を受験することを必須とする。

評価の段階	得点区分（しきい値）
ASV+++	<u>86点超</u>
ASV++	46点超
ASV+	12点超